

自主防災活動ガイドライン

Ver.1.0

2020年6月

大阪市

目次

<本編>

はじめに

1 大阪市における防災の条例・計画	P4
(1) 大阪市防災・減災条例	P4
(2) 大阪市地域防災計画	P4
(3) 区地域防災計画	P4
(4) 地区防災計画	P5
2 大阪市における自主防災組織の構成	
(1) 自主防災組織	P6
(2) 地域防災リーダー	P6

第1章 自主防災組織の災害時の活動

1 活動組織	
(1) 地域本部	P7
(2) 町会（本部）	P8
(3) 避難所運営委員会	P9
(4) 時間の経過に伴う役割の変更	P9
2 活動の目安	
(1) 地域本部設置の目安と標準的な手順	P10
3 協力団体等	
(1) 社会福祉施設	P12
(2) 区災害ボランティアセンター	P12

第2章 自主防災組織の平時の活動

1 訓練	
(1) 訓練の実施にむけて	P13
(2) 基礎的な知識・技能習得のための訓練	P14
(3) 組織力を高める訓練	P16
(4) 地域の特性に応じた訓練の例	P19
2 防災の資源	
(1) 災害時に使用する施設	P20
(2) 災害時に使用する物品など	P22
(3) 災害に備えるための情報	P24

3	避難行動要支援者の支援体制づくり	
(1)	日頃からの取組	P25
(2)	災害時の助け合い	P25
4	地区防災計画の作成・更新	
(1)	計画の内容	P27
(2)	実践と検証	P27
5	地域防災リーダーの取組	
(1)	研修	P28
(2)	装備等	P28
(3)	行政窓口	P28

<資料編>

1	防災学習のコンテンツ	
(1)	D I G (災害時図上訓練)	P30
(2)	クロスロードゲーム	P30
(3)	HUG (避難所運営ゲーム)	P31
(4)	OSAKA防災タイムアタック	P32
(5)	防災ダック	P33
2	防災学習施設	
(1)	大阪市立阿倍野防災センター (あべのタスカル)	P34
(2)	津波・高潮ステーション	P34
(3)	阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター	P34
3	地域本部・避難所の配置図例	P35
4	地域本部・避難所運営委員会の役割例	P36
5	訓練時の振り返りシートひな形	P51
6	避難行動要支援者の安否確認の手順 (例)	P58
7	携帯型無線機操作マニュアル	P62
8	地域防災リーダーに関するQA	P63
9	様式集	
①	情報連絡票 (地域本部・避難所運営委員会共通)	P64
②	連絡票 (地域本部と避難所運営委員会間)	P65
③	処置表	P66
④	被害情報	P68
⑤	避難者集計	P69

はじめに

東日本大震災のような大規模な災害が発生すると、行政からの「公助」だけでは命を救うことは困難です。まずは「自助」として自分自身の命や身を守る行動を、そしてお互いに助け合う「共助」が重要となります。そして、その「共助」の基本となるのが自主防災組織での活動です。

本市においては、平成21年に自主防災活動に関する指針として「自主防災活動マニュアル」を策定しておりましたが、その後に発生した東日本大震災や熊本地震、大阪府北部を震源とする地震など様々な災害の経験を踏まえ、これを廃止し、今回新たに「自主防災活動ガイドライン」として改定を行うこととしました。

本ガイドラインを、一人では力の及ばない大規模災害に対し、隣近所で団結し、組織的に行動することで被害を軽減する自主防災活動の指針として活用いただければ幸いです。

1 大阪市における防災の条例・計画

(1) 大阪市防災・減災条例

本市における防災・減災の取組の基本理念として、自助・共助の考え方に基づき、本市、市民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力することを定めたものです。

＜自助＞自らのことは自らが守る

＜共助＞地域において互いに助け合う

＜公助＞行政が市民等及び事業者の安全を確保する

(2) 大阪市地域防災計画

大阪市防災会議が作成する、市全体の災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興に関する内容を定めた計画です。主に、本市・行政機関・公共機関等の防災対策や、市民等・事業者による自主防災活動との連携・支援など、総合的な防災活動を記しています。

(3) 区地域防災計画

各区役所が、市地域防災計画をもとに区の特性をふまえて作成する、区の災害予防、災害応急対策、災害復旧対策に関する内容を定めた計画です。

(4) 地区防災計画

地域の住民や事業者の方々が作成する地域の防災活動に関する計画です。

地域での防災訓練の実施や、食料や水等の備蓄、要配慮者への避難支援など、地域の自発的な『共助』による防災活動を定めた計画です。

2 大阪市における自主防災組織の構成

阪神・淡路大震災の際には、被害が広範囲に及んだため、消防・警察等の救助隊がすぐに到着することができず、助けられた方のほとんどが、家族を含めた近隣住民により救出されました。また、東日本大震災では、本来被災者を支援すべき行政機関自身も大きな被害を受け、機能不全に陥りました。

このように、災害時には、行政による対応には限界があります。そのため災害時には、地域の住民同士で助け合い、行動することが、被害を最小限にするために重要となります。

(1) 自主防災組織

自主防災組織とは、住民の一人ひとりが「自らの命は自らで守る」そして「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方にたって、地域の住民同士が自主的な防災活動を実施する組織のことです。

自主防災組織は、地域で活動する様々な団体からなり、地域に居住・勤務する広範囲な人員から構成されます。

地域で活動する団体例として、地域活動協議会、地域振興町会、女性会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、PTA等が想定されます。

(2) 地域防災リーダー

平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機に、住民による自主的な地域防災活動の重要性が再認識され、平成8年7月に地域防災リーダーが組織化されました。

地域防災リーダーは、災害時において、その知識や技術を活用し、住民に率先して組織的な防災活動を行うことが期待されています。また、現場での活動のみならず、習得した知識や技術を活用した、自主防災組織の各部門での指揮・指導も重要な役割です。

これらの役割を担う地域防災リーダーには、女性や若い世代など多様な方々の参画が望まれます。

第1章 自主防災組織の災害時の活動

この章は、災害時における活動組織の形態や、活動組織の設置の目安、活動時の協力団体について記載しています。

1 活動組織

災害時における地域での活動は、地域災害対策本部（以下、「地域本部」という。）、町会（災害対策本部）（以下、「町会（本部）」という。）、避難所運営委員会といったそれぞれの組織が連携して行うこととなります。また、地域防災リーダーは、地域本部や町会（本部）、避難所運営委員会の各部門において中心となって活動する等、地域の自主防災組織における重要な役割につきます。

地域での組織は、その実態を踏まえて、取り組むべき活動を分析し、その構成と役割分担を明確にする必要があります。組織体制は、基本的に本部長・副本部長などを中心とした構成とし、平時の防災訓練などを通じて必要な見直しを行いながら、地域の実態に即したものにしましょう。

なお、災害時には、被災により自主防災組織での活動に参加できない方や発災時に地域にいない方などもおられます。その場合は参集できた方々での柔軟な運用を行うことが大切です。

また、男女のニーズの違いや、配慮が必要な方への対応を考えた組織活動が行えるよう活動組織の中には、女性をはじめ、多様な方に参画してもらいましょう。

（1）地域本部

災害発生時、自主防災組織単位で地域本部が立ち上げられます。

地域本部には様々な役割があり、役割は時間の経過に伴い変化していきますので、変化に応じた合理的な組織体制にすることが重要です。

なお、活動内容については以下のようなことが挙げられます。

① 被害状況把握

地域の被害状況を把握し、地域本部での活動のために活用する。また、区災害対策本部（以下、「区本部」という。）からの問い合わせ事項について確認する。

② 区本部との情報伝達

区本部での災害対応業務のために必要な、地域の被害状況などを伝達するとともに、区本部から提供される情報を収集する。

③ 安否確認の情報集約

日頃から関わりのある方を中心に安否確認を実施し、安否不明の方をだれが確認するかなどを調整する。

④ 避難誘導

町会（本部）等からの避難誘導や安否確認を総括する。

⑤ 救出救護

建物の倒壊により救助を必要とする人の救出や病院や救護所へ移送を行う。

⑥ 初期消火

消火器や可搬式ポンプ、バケツリレーによる消火活動について、町会（本部）などへの応援を行う。

※実際の行動事例については、「資料 4 地域本部・避難所運営委員会の役割例」を参考にしてください。

(2) 町会（本部）

町会やマンションなどでは、日頃から顔の見える関係にある住民の集まりであり、災害が発生した場合にも、いち早く活動を開始することができます。

特に災害発生後、すぐに安否確認をすることは、救助の必要な方をすばやく発見することに直結することから、被害の軽減に大きな役割を果たします。

さらに地域の被害状況によっては、救出救護、初期消火、情報伝達といった活動を行うことが考えられます。これらの活動を行うにあたっては、地域での実情や災害発生後のニーズに応じ、柔軟に対応することとなります。

なお、活動内容については以下のようなことが挙げられます。

① 安否確認

- ・隣近所での声掛け・訪問などによる安否確認

② 避難誘導

- ・安全な場所への避難誘導
- ・要配慮者の避難支援

- ③ 初期消火
 - ・消火器、バケツリレーなどによる初期消火活動
- ④ 救出救護
 - ・負傷者や倒壊した家屋・家具などの下敷きになった人たちの救出・救助活動
 - ・負傷者の応急手当活動
- ⑤ 地域本部との情報連絡
 - 地域で把握した被害状況や安否確認結果等の報告

(3) 避難所運営委員会

災害発生時には、避難者が、避難所を一定期間、臨時の生活拠点として利用することとなります。避難所では、発災当初から自主防災組織を中心とした「避難所運営委員会」を立ち上げ、自主運営を行います。詳しくは「避難所開設・運営ガイドライン」をご参照ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000474277.html>



(4) 時間の経過に伴う役割の変更

組織	発災直後	3日目	1週間
地域本部			
町会（本部）			
避難所運営委員会			

自主防災組織内で求められる役割は、事態の経過に伴い変化します。そのため、それぞれの役割の業務量の変化に応じて、自主防災組織の規模の縮小や再構成が必要になります。また、避難者の減少に伴い、自主防災組織主体から避難者主体の運営体制に移行していきます。

(例：発災当初は、初期消火や救出救護、避難誘導など命にかかわる緊急な役割に多くの人を割り当て、避難所が開設され、ある程度の時間が経過した段階で、当

該役割に割り当てられていた人を避難所運営委員会へ合流させることとするなど)

2 活動の目安

災害発生時、自主防災組織は地域本部を設置し、区本部と連携して災害対応に努めます。

被害状況によって地域で災害時避難所を開設する場合には、避難所運営委員会を設置し、避難所の運営を行います。災害は突然発生することから、それぞれの地域で事前に組織を設置する基準や手順を決めておくことが重要です。

(1) 地域本部設置の目安と標準的な手順

ア 地震発生時

【震度 5 弱・5 強の場合】

- ①区内で震度 5 弱・5 強の震度が観測されたら、地域本部員同士で連絡を取り合います。
- ②連絡を取り合った結果、地域の被害が大きいと判断された場合は、地域本部員は地域本部設置場所に集合します。(予め集合場所を決めておくことが望ましい)
- ③集合場所へ移動する際には、地域の被害状況等を把握しておきます。
- ④集合し、避難者が発生することが見込まれ、避難所を開設する場合は、地域本部を設置するとともに、区本部と協議のうえ、避難所を開設します。(区と連絡がつかず、施設管理者が施設にいる場合は、施設管理者と協議のうえ、地域本部及び避難所を設置・開設します。休日・夜間の場合は、地域での地域本部及び避難所の設置・開設後、連絡がついた段階で、区本部及び施設管理者に開設・設置を報告します。)

※1 地震発生に伴い津波が発生する場合があります。その際は、地域本部員の安全確保を優先してください。

※2 ただし休日・夜間の場合の対応について、予め施設管理者と取り決めておきます。

【震度 6 弱以上の場合】

- ①区内で震度 6 弱以上の震度が観測されたら、地域本部員は地域本部設置場所に集合します。（予め集合場所を決めておくことが望ましい）
- ②集合場所へ移動する際には、地域の被害状況等を把握しておきます。
- ③集合し、避難者が発生することが見込まれ、避難所を開設する場合は、地域本部を設置するとともに、区本部と協議のうえ、避難所を開設します。

（区と連絡がつかず、施設管理者が施設にいる場合は、施設管理者と協議のうえ、地域本部及び避難所を設置・開設します。休日・夜間の場合は、地域での地域本部及び避難所の設置・開設後、連絡がついた段階で、区本部及び施設管理者に開設・設置を報告します。）

※1 地震発生に伴い津波が発生する場合があります。その際は、地域本部員の安全確保を優先してください。

※2 ただし休日・夜間の場合の対応について、予め施設管理者と取り決めておきます。

イ 風水害等発生時

風水害発生時は、お住まいの地域に警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）が発令され、避難所を開設する際に地域本部を設置します。避難所開設にあたっては、地域の協力を得ながら避難所主任等（区役所職員）が開設することとなります。

3 協力団体等

災害時には、自主防災組織だけではなく様々な団体なども、ともに活動することになります。災害対応には、それぞれの団体などと連携して活動することが重要です。

(1) 社会福祉施設

高齢者施設や障がい者福祉施設をはじめとする社会福祉施設には、バリアフリーの対策が講じられていたり、専門的な知識を有するスタッフがいます。そのため、災害時には連携できるよう、日頃から協力し合える関係を築く必要があります。

(2) 区災害ボランティアセンター

災害ボランティアとは、自然災害発生時および発生後に被災された人に寄り添いながら、復旧活動・復興活動を行う方々のことです。

大阪市では、各区における災害ボランティアの受け入れ、被災者や被災地域のニーズにあわせた災害ボランティアの需給調整など、ボランティア活動が円滑に行えるよう支援するための拠点として、「〇〇区災害ボランティアセンター」（以下、「区災害VC」という。）が設置されます。

■被災地での事例

- ・熊本地震の際には、避難所へこどもの読み聞かせやマッサージなどのボランティアが実施されていました。
- ・また、避難所となっていた学校の卒業生が、避難所運営にボランティアとして参加していた事例などがあります。

第2章 自主防災組織の平時の活動

この章は、平時における活動内容について記載しています。

効果的な訓練を実施するための考え方や訓練の種類、平時から認識し活用すべき防災の資源としての施設や物品、災害に備えるための情報などを記載していますので、自主防災組織の平時の活動の参考としてください。

1 訓練

(1) 訓練の実施にむけて

① 効果的な訓練のためには事前の打合せが重要です。

訓練を効果的に行うためには、事前に内容などを決めておくことが重要です。特に、区本部をはじめとする関係機関などと連携した訓練を行う際には、事前に打ち合わせを行い、訓練の内容や手順について話し合しましょう。

② 訓練の目的や災害想定を共有化が重要です。

訓練に対する理解を深めていただくためには、事前に訓練の目的やどのような災害を想定して訓練しているのかを、参加者に理解いただくことが重要です。事前のワークショップで理解を深めていただくとともに、訓練当日もあらためて周知し、効果的な訓練にしていきましょう。

③ 多くの方に参加いただくことが重要です。

地域での訓練では、自主防災組織の方のみならず、地域にお住まいの多くの方に参加してもらうことが重要です。訓練の日程や内容については、地域の方が参加できる日程や関心が持てるような内容にするよう、地域内で話し合い、区役所と相談するなどしましょう。

④ 参加いただくためには周知が重要です。

より多くの方に参加していただくためには、訓練の実施を多くの方に知ってもらうことが重要です。回覧板やポスター・ちらし、SNS などを利用して訓練の実施を周知しましょう。

(2) 基礎的な知識・技能習得のための訓練

(自主防災組織の一員として必要な知識や技能を高めるための訓練)

訓練には多種多様な実施方法があり、災害時において組織としての活動を向上させるためには、自主防災組織を構成する個々の能力を向上させることが重要です。そのためには、防災・減災についての知識を学ぶとともに、防災学習会や技術訓練を通じて、災害時に発生する状況をあらかじめ体験しておきましょう。

① 防災学習会

防災学習会では、災害の起こるメカニズムや災害の被害想定を学ぶとともに、大規模な災害が発生した場合を想定した図上訓練などを行います。状況判断の手順を体験することで、災害発生時の活動に生かしましょう。

区役所では、地域での防災学習会の開催について支援を行っています。実施を検討する際は、区役所に相談しましょう。

防災学習会のコンテンツ例

- ・ 防災講演（講話）
 - ・ DIG（災害図上訓練）
 - ・ クロスロードゲーム
 - ・ HUG（避難所運営ゲーム）
 - ・ OSAKA防災タイムアタック
 - ・ 防災ダック
- ・・・資料 1 (1)
・・・資料 1 (2)
・・・資料 1 (3)
・・・資料 1 (4)
・・・資料 1 (5)

大阪市のホームページでも防災・減災に関する情報を提供しています。日頃からの防災・減災に関する知識の確認にご活用ください。

※詳しくは⇒大阪市危機管理室ホームページ防災ポータルサイト
(私たちの防災)

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000104403.html>



② 技術訓練

災害発生時には、いち早く消火や救出といった活動を行うことが被害拡大を防ぐことにつながります。そのためには、日頃から災害時に使用する各種器材の取り扱い方法を習得し、実技の技術向上を図ることが重要です。また、地域の一部の方が技術を習熟させただけでは不十分で、できるだけ多くの方が訓練に参加できるような工夫が必要です。

技術訓練の例

- 消火訓練：バケツリレー、消火器操作法など
- 救出救助訓練：ジャッキ操作、ロープ結索など
- 救護訓練：三角巾による止血、AED操作など
- 搬送訓練：担架搬送法、車いす操作など
- 自己防衛訓練：起震車、煙中避難体験など

なお、大阪市消防局では、技術訓練の例に挙げた項目を含め、様々な研修を行っています。地域で技術訓練に関する研修を希望する際は、区役所・所轄の消防署に相談しましょう。

※詳しくは⇒大阪市消防局ホームページ（今こそ防災）

<https://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000468730.html>



※初期消火・救助の動画

出典 消防庁ホームページ 映像「初期消火・救助の方法」（消防庁）

<https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/image/05-00.html>



(3) 組織力を高める訓練

(自主防災組織の災害対処能力を高めるための訓練)

災害時において、安否確認や避難所運営等の活動を効果的、効率的に行うためには、自主防災組織として組織的に活動することが重要となります。

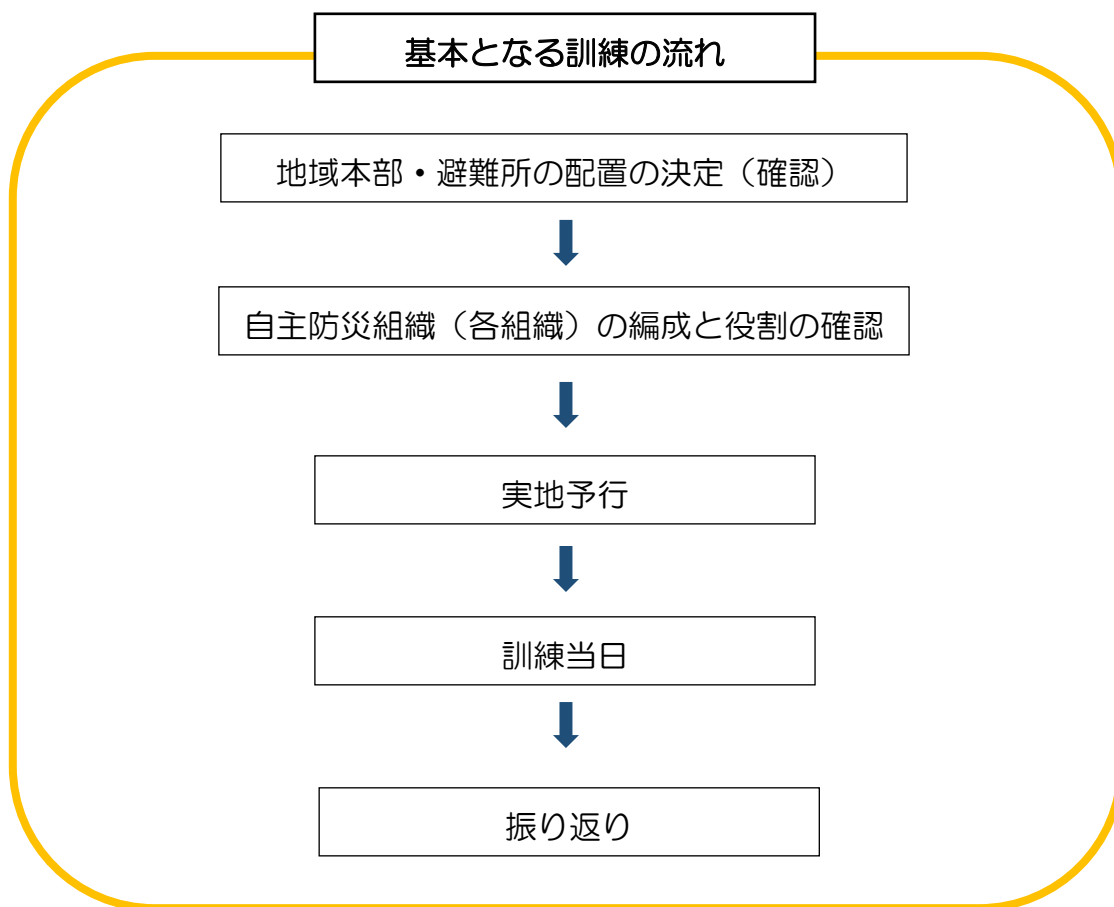
そのためには、平時から組織的訓練を行うことで、その能力を高めていきましょう。

① 地域本部及び災害時避難所等の開設・運営訓練

災害時、自主防災組織では地域本部、町会（本部）、避難所運営委員会といった組織で活動するため、訓練時には、組織間での連携を踏まえた訓練を実施することが重要です。

基本となる訓練の流れをおさえながら、基本的な訓練の項目についても記載していますので、参加人数や日程にあわせて、地域の状況にあった訓練を実施しましょう。

区役所では地域における訓練について、様々な支援を行っています。訓練を検討される際には、区役所に相談しましょう。



訓練項目（基本的な目的と手順）

目的	手順
地域の防災特性の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図上訓練を通じた、町の強み、弱みの確認
訓練の必要性や概要等の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練概要の説明を通じた自主防災組織の理解
地域本部、避難所の内部配置の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域本部や避難所となる施設を見学 ・ 地域本部や避難所設営時の配置の決定、配置図の作成。 (資料 3 地域本部・避難所の配置図例)
町会等の安否確認方法などの決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町会等での一時集合場所や安否確認の方法を決定 (資料 6 安否確認の手順例)
各班・部の役割の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域本部や避難所運営委員会等の各班・部の役割説明
自主防災組織の編成 (名簿作成)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者の組織化 (資料 4 自主防災組織の役割分担例)
各班・部の役割の体験・実習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練当日に行う「ロールプレイング(状況付与訓練)」についての説明 ・ 各班・部の役割の体験・実習
実地予行 (現地、現物、行動の確認)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練当日必要な物や当日のそれぞれの動きについて確認 (訓練場所や備品の位置、鍵の管理など)
実働訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決定した内容に沿った訓練の実施
振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練の際に気づいた課題や問題点を共有・整理 (資料 5 振り返りシートひな形) ・ 次回以降の訓練や地域でのマニュアル等への反映

② 様々な関係機関等と連携した訓練

災害発生時には、地域本部（自主防災組織）は区役所をはじめとする関係機関と連携し活動します。そのため、平時から関係機関などと連携した訓練により、各々の役割や連携方法を確認しましょう。

想定される関係機関などと連携した訓練例

- 区役所（区本部）：区本部訓練
- 社会福祉施設（福祉避難所等）：福祉避難所開設訓練
- 区社会福祉協議会（区災害VC）：区災害VC開設・運営訓練
- 区医師会（医療救護班）：区総合訓練など
- 警察、消防、自衛隊等：市総合訓練など

③ さらに地域力向上のための取り組み

訓練は一度実施したら終わりではありません。

次に訓練をする際には、前回と参加者が変わるかもしれませんが、同じ参加者でも、繰り返し訓練することで習熟度があがります。

また、訓練を実施した際には、振り返ることも重要です。振り返りで判明した課題等を整理し、次回以降の訓練に生かすことで、更なる地域力の向上を図ることができます。

取り組み内容の一例

- 振り返りで判明した課題等の反映
 - 帳票の記入、伝達要領の見直し
 - 組織体制の見直し
 - 本部配置の見直し
- 実働訓練の範囲の拡大
 - 訓練の計画上、想定としていた内容の実働化
 - 災害時に実際に使用する場所での訓練を実施
- 訓練の状況付与内容の難易度上昇
 - 複合した事態への対応

(4) 地域の特性に応じた訓練の例

□河川に隣接した地域や津波想定エリア

水害を想定した訓練

- 避難訓練
- 事前の安否確認

□密集市街地域

地震を想定した訓練

- 家具の固定の促進
- 一時避難場所までの避難訓練
- 発災直後を想定した初期消火訓練
- 発災直後の安否確認

2 防災の資源

(1) 災害時に使用する施設

① 災害時の避難場所、避難所

東日本大震災では、浸水想定区域内にある避難所など、本来避難してはならない場所への避難により、津波による被害が拡大しました。大阪市では、避難施設について、「避難場所」と「避難所」を明確に区別するとともに、災害時に、よりの確に避難していただくため、「避難場所」ごとにあらためて安全性の検証を行い、避難できる災害の種類（地震、津波、洪水、大規模火災）を明らかにしました。

災害時には、災害の種類に応じて安全に避難できる避難場所に避難してください。（災害の種類により、安全の確保ができない避難所や避難できない避難場所には避難しないでください。）

また、どの災害が起こればどの避難場所・避難所に行くのかを事前に決めておくことが大切です。

ア 避難場所

避難場所は、切迫した災害の危険から逃れるための施設や場所です。

(ア) 広域避難場所

大規模火災が発生し、延焼拡大した場合の避難先で、場所については火災に対して安全な大きな公園などです。また広域避難場所までの安全な道路をあらかじめ避難路として指定しています。

(イ) 一時避難場所

地震などが発生した場合の一時的な避難先で、公園や広場、学校の運動場などが指定されています。

(ウ) 津波避難ビル・水害時避難ビル

津波や洪水(河川氾濫)時の緊急的な避難先で、場所については堅固な高層建物の3階以上の階などです。

イ 避難所

避難所は、災害時に住宅に留まることができない市民等が、一時的に避難

生活を送る場所です。

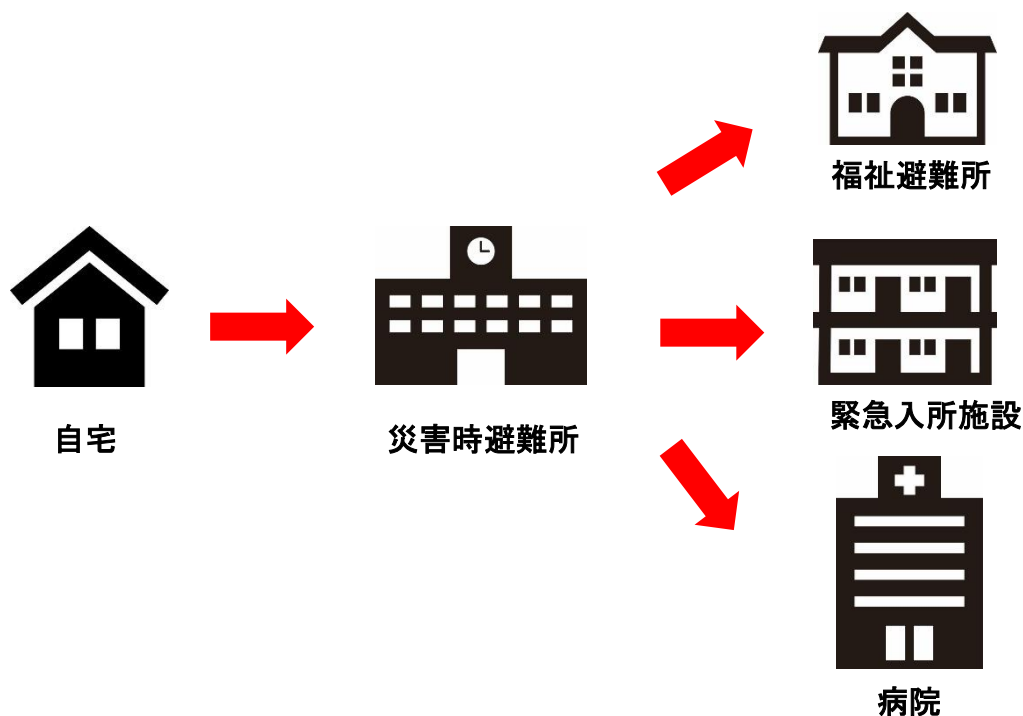
(ア) 災害時避難所

浸水や倒壊により自宅で生活できなくなった市民等が、避難生活を送る施設で、宿泊・給食等の生活機能を提供する場所です。場所については、小・中学校（主に公立）などに開設されます。

(イ) 福祉避難所

災害時において、高齢者や障がい者など、一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所です。場所については、協定を締結している社会福祉施設などに開設されます。

※福祉避難所は、災害発生時に建物の安全確認や人員確保、受け入れ可能人数の調整ができた後、準備が整い次第、可能な施設より順次開設を行います。福祉避難所への受け入れが必要と思われる要配慮者についても、原則は一旦、災害時避難所へ避難してください。



※緊急入所施設は、災害時避難所（学校等）や自宅で生活することができない要配慮者のうち、身体状況の悪化により、緊急に入所介護、療養等が必要な人に対応する施設です。

② 可搬式ポンプの水源及び収納庫

初期消火等に使用する可搬式ポンプは公園、学校などに設置された収納庫に保管されています。

いざという時に使えるように、収納場所を確認するとともに、日頃の操作訓練で繰り返し練習し、体で覚えておくようにすることが大切です。消火用の水源は、防火水槽（可搬式ポンプ収納庫近くにあり）、河川、池、プール等で、できるだけ火元建物に近いものを利用するので事前に確認しておきましょう。

(2) 災害時に使用する物品など

① 救出・救助用資器材

救出・救助用資器材は、災害時避難所や可搬式ポンプ収納庫（※区役所にもあり）に保管されています。年に1回以上は点検しましょう。

救出・救助用資器材

バール（3本）・シャベル（1本）・のこぎり（3丁）・ジャッキ（2台）
かけや（1本）・ロープ（40m）・救急箱（1箱）・布担架（1台）

② 防災行政無線（MCA無線）

防災行政無線（MCA無線）は、区役所を通じ地域に配備されています。MCA無線が配備されている地域では、災害時に備え、区役所との通信方法を確認しましょう。

（資料7 携帯型無線機操作マニュアル）

③ 備蓄物資

大阪市では、災害時避難所・区拠点（区役所）・市内8ヶ所の備蓄拠点に食糧や飲料水等を備蓄しています。また、各家庭においても1週間程度の備蓄を推奨しています。

行政で保管している備蓄物資には限りがあるため、災害時に避難する際には、可能であればそれぞれの家庭の備蓄物資を持ち出すようにしましょう。

大阪市の主な備蓄物資

飲料水・食糧（アルファ化米・ビスケット・お粥）
粉ミルク（アレルギー対応含）・簡易トイレ・毛布
幼児用おむつ・大人用おむつ・生理用品・ブルーシート等

家庭内備蓄について

最低3日分、できれば1週間分の生活必需品を備えておきましょう。

備えるものは「災害時用」だけとは考えず、普段からよく使う食品や日持ちする食品を少し多めに購入しておくようにしましょう。

購入した食品は、賞味期限などを考慮して、「一つ食べたら、一つ買い足す。」ローリングストックの考え方で消費しましょう。

④ 地域での資器材の調達

地域の自主防災活動を進めていくにあたって、地域にある企業や事業所などが持っている資器材やノウハウ・技術を最大限活用することが大切です。自分達の地域の企業や事業所にどのような資器材があるのか、またどのような内容のご協力をいただけるのかなどを、地域にある企業などと平時から話し合っておくことも大切です。

なお、大阪市においては、各区で災害時に協力していただける企業の登録を行っています。

⑤ 地域での人材の確保

地域には災害時に活躍いただける資格や技能を持った方々があります。平時から把握し、いざというときに備えましょう。

災害時に活躍すると考えられる資格や技能を持った方の例

- ・医療や看護に関する知識や技術を持った人
- ・保育・介護など保健福祉サービスに関する知識や技術を持った人
- ・大型トラックやフォークリフトなどを操作する知識や技術を持った人など

(3) 災害に備えるための情報

① 防災マップ

各区において、一時避難場所、災害時避難所、津波避難ビルなどを掲載した防災マップを作成しています。

※詳しくは⇒大阪市ホームページ（各区の防災マップ）

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000139402.html>



② 水害ハザードマップ

水害ハザードマップは、河川氾濫や内水氾濫、津波により浸水が予想されている区域と浸水深を示した地図や、大雨や津波に備えて、住民の方に知っておいていただきたいことをまとめたものです。

大阪市は、淀川、大和川、神崎川、寝屋川などの大きな河川と海に囲まれており、平坦な低地が広がっているため水害に非常に弱く、大雨や津波が発生した場合、河川氾濫や内水氾濫、津波浸水が起こることが想定されています。そのため、平時から自分の地域の被害予測について知っておくことが大切です。

※詳しくは⇒大阪市ホームページ

（”津波・水害から命を守るために”水害ハザードマップ）

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000299877.html>



3 避難行動要支援者の支援体制づくり

災害対策基本法では、高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する方を「要配慮者」と定義しています。

また、「要配慮者」のうち、災害が発生し、また災害が発生するおそれがある場合、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する方のことを「避難行動要支援者」といいます。

これらの方にとっては、災害が発生すると安全な場所に避難することや避難先での生活を続けることなどに大きな困難が発生します。しかし、このような方も適切な支援があれば、被害を避け、身体や生命の安全を確保することができます。そのため地域の人たちの助け合いや支え合いによる支援が求められています。

(1) 日頃からの取組

災害時に力を発揮するのは、平時からの準備と地域のつながりです。避難行動要支援者やその家族の方に、平時から避難するための準備をしてもらうよう地域の中で啓発するとともに、地域での顔の見える関係の構築に努めましょう。

また、避難行動要支援者の支援については、防災や福祉・医療などに関連する組織や団体が相互に連携して支援にあたる必要があります。自主防災組織は災害時において避難誘導や情報伝達などの実動部隊として活動することが期待されていることから、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、医療施設、福祉施設、障がい者団体、ボランティアなどと日頃から協力関係を構築しておくことが大切です。

(2) 災害時の助け合い

災害時において避難行動要支援者の方が避難するためには、地域の住民の方や関係機関等との連携、協力のもと平時に取り決めた役割分担に基づき、避難行動要支援者の安否確認や避難支援を行うことが重要です。訓練においては、避難行動要支援者の避難の手順や安否確認、避難が完了している場合（もしくは不在の場合）の関係者への伝達方法について、地域でルール化しておくことも有効です。また、避難所に避難してきた避難行動要支援者への対応なども訓練しておきましょう。

避難行動要支援者の安否確認の手順（例）

平成 30 年の大阪府北部を震源とする地震の際には、様々な団体の方が避難行動要支援者の安否確認を実施していただいておりますが、重複して安否確認が実施されるなどの事例がありました。

災害時には役割分担をしながら効率的に情報を集約していくことが重要であることから、地域本部内における安否確認の役割や流れなどを記載した『避難行動要支援者の安否確認の手順（例）』（資料 6）を作成しました。

4 地区防災計画の作成・更新

(1) 計画の内容

地区防災計画とは、地域により自主的に実施される防災活動に関する計画のことです。内容は、地域の特性や想定される災害等に応じて、計画の作成主体、防災活動の主体、防災活動の対象である地域コミュニティ（地区）の範囲、計画の内容等を自由に決めることができます。

地区防災計画の記載例

- 想定される被害状況
- 平時の取り組み
- 災害時の活動内容
- 地区の特性
- 災害時避難所配置図
- 自主防災組織表と役割 など

(2) 実践と検証

地区防災計画は作成するだけでは意味がなく、災害時に実際に活動できるよう、計画に基づいた訓練を毎年行うことが重要です。

また、訓練の振り返りなどを踏まえ、地域の住民が地域における課題や計画の不備を把握し、内容を更新して翌年の訓練で検証するといった方法で、内容を継続的に改善することも重要です。

※参考⇒内閣府ホームページ（みんなで作る地区防災計画）

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/index.html>



5 地域防災リーダーの取組

平時において、地域防災リーダーは、地域の人たちに対し防災訓練・防災啓発を行い、地域の防災力向上に貢献しています。また、研修や訓練に参加し、防災に必要な知識や技術を習得することで、いつ災害が発生しても対応できるように備えています。

(1) 研修

区役所、消防署、危機管理室が共同で実施しています。

ア 防災学習

- ・自主防災活動組織の必要性や非常時の活動要領など

イ 技術訓練

- ・初期消火訓練
- ・救出・救護訓練
- ・地域住民への指導方法など

(2) 装備等

地域防災リーダーに対し、必要に応じた装備品を確保しています。

(3) 行政窓口

ア 区役所

- ・地域防災リーダーの編成・登録などに関する事
- ・防災学習に関する事
- ・地域防災リーダーの装備品に関する事
- ・ボランティア保険に関する事

イ 消防署

- ・防災学習に関する事
- ・技術訓練に関する事
- ・研修修了証の交付に関する事

ウ 危機管理室

- ・地域防災リーダーに関する事務の取りまとめに関する事